

2 地域コミュニティ

地域活動の中心を担ってきた町内会や自治会などの地域コミュニティ団体については、役員の特定制や高齢化が進みつつあります。さらに、世帯構造やライフスタイルが変化する中、地域における人と人とのつながりが希薄化しており、活動を継続するための安定した団体運営やこれまで果たしてきた機能の維持・継続が難しくなっています。

一方で、社会経済環境の変化に伴い、共通の価値観に基づくコミュニティやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を介したバーチャル空間におけるコミュニティが形成され、従来からある地域内自治や地域活動を超えた新たな活動が展開されるなど、コミュニティの多様化が進んでいます。

しかしながら、防災活動、子どもの見守り、伝統文化の継承などに加え、地域づくりを担う人材の確保・育成など、地域コミュニティ団体が担う役割は、より一層重要となってきました。

そのため、地域コミュニティ団体の維持・活性化や、コミュニティ相互の連携の推進を図るための取組が求められています。

【本市の主な取組】

- 「加古川市協働のまちづくり基本方針」を定め、市民、市民活動団体、地域コミュニティ団体、事業者、大学、行政などの多様な主体の協働によるまちづくりを推進しています。

○多世代が集い、交流できる空間の創出をめざし、加古川東市民病院跡地において、東加古川公民館と東加古川子育てプラザの複合施設の整備を進めています。

3 子育て・教育

妊娠・出産・子育てに対する不安や負担感の増大などを背景に、晩婚化の進展や生涯未婚率の上昇などを要因として、少子化がますます進行しています。

我が国の出生数は、平成28（2016）年以降年間100万人を割り込んでおり、今後も減少傾向が続くと予想されています。また、合計特殊出生率は平成30（2018）年時点で1.42となり、人口置換水準とされる2.07を大きく下回っています。

そのため、若い世代の結婚、出産、子育てを応援する社会を構築するとともに、ライフサイクルを通じて切れ目のない支援を充実するなど、出生率の向上に向けた取組が求められています。

一方、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、少子化対策として幼児教育の負担軽減を図る観点などから、令和元（2019）年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

また、学校教育については、未来を担う子どもたちが社会とかわり合いながら人生を切り拓くことができるよう、新学習指導要領が完全実施されており、外国語によるコミュニケーション能力の向上やICT機器を活用した情報活用能力の育成などを通じて、「主体的・対話的で深い学び」の実現による子どもたちの「生きる力」の確実な育成が求められています。

そのほか、学校園・家庭・地域が協働して子育て・教育を推進し、子どもの貧困対策、虐待防止対策、いじめ防止対策などに取り組むことも重要です。

【本市の主な取組】

○「第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者のニーズを踏まえた教育・保育の量の確保や質の向上に取り組んでいます。

○妊娠・出産・子育てに対する保護者の不安を解消するため、子育て世代包括支援センターを開設し、母子保健サービスや子育て情報の提供などを行っています。

○待機児童の解消に向け、平成27（2015）年度からの3年間で保育所等の受入枠を1,589人拡大するとともに、保育士の確保・定着を図るための助成制度の創設など、保育環境の充実に取り組んでいます。

○「中学校区連携ユニット12」を活用し、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校の「タテの連携」や、学校園・家庭・地域の「ヨコの連携」を図り、地域総がかりの教育を推進しています。

○小・中学校においては、協同的探究学習に基づく授業を実践し、「思考力・判断力・表現力」を培うとともに、ALT（外国語指導助手）を活用した英語教育の充実に取り組んでいます。

○関係機関との連携による児童虐待防止対策を講じています。

○「加古川市いじめ防止基本方針」などに基づくいじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組を推進しています。

4 福祉・医療・健康

高齢化の進行により、医療や介護のニーズは、令和22（2040）年にかけて増加することが見込まれています。また、それに伴い、医療費や介護給付費などの社会保障費の増大が見込まれており、持続可能な社会保障制度の確立が求められています。

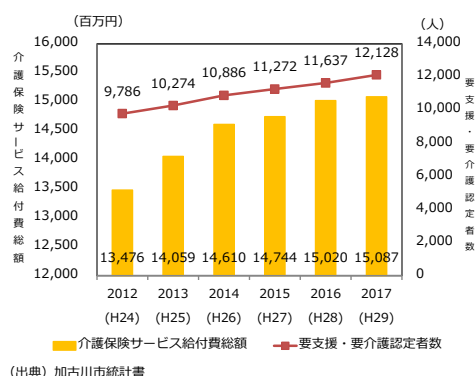
一方、高齢者や障がい者をはじめ誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活をし続けるためには、必要な支援を一体的に受けられる体制の整備が必要です。

また、地域共生社会の実現のために、地域の様々な関係者が連携して取組を進めることが重要です。

【本市の主な取組】

- 地域住民をはじめ、社会福祉法人や民間事業者など様々な主体と連携し、住まい・介護・介護予防・日常生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化や、地域生活支援拠点等の整備に取り組んでいます。
- 高齢者を対象とする地域包括支援センターや障がい者を対象とする障がい者基幹相談支援センターを設置するとともに、生活困窮者等からの多種多様な相談に対応する、くらしサポート相談窓口を開設し、相談支援の充実を図っています。また、成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の周知・啓発や相談支援などに取り組んでいます。
- 「いきいき百歳体操」など、身近な地域において住民が主体的に活動する通いの場への支援を通じて、高齢者の健康増進や介護予防に取り組んでいます。
- がん検診等では、特定年齢の人への無料クーポンの配布や個別勧奨の実施、特定健診・特定保健指導では未受診者への受診勧奨に取り組むとともに、健康教育・健康相談を通じて、市民の健康づくりを支援しています。
- 加古川中央市民病院を核とした地域医療の提供体制の整備を図っています。
- 令和3（2021）年度からの休日及び夜間における一次救急医療の定点化に向けて取組を推進しています。

■（表〇）介護保険事業の状況



※図表は参考として表示しています

5 環境

今日の環境問題は、地球温暖化をはじめ、大気の越境汚染、プラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性の危機などの地球規模の問題や、近隣の騒音や悪臭など身近な課題まで、多様化・深刻化しているだけでなく、エネルギーの利用問題など、生活基盤にも大きな影響を与えるものとなっています。

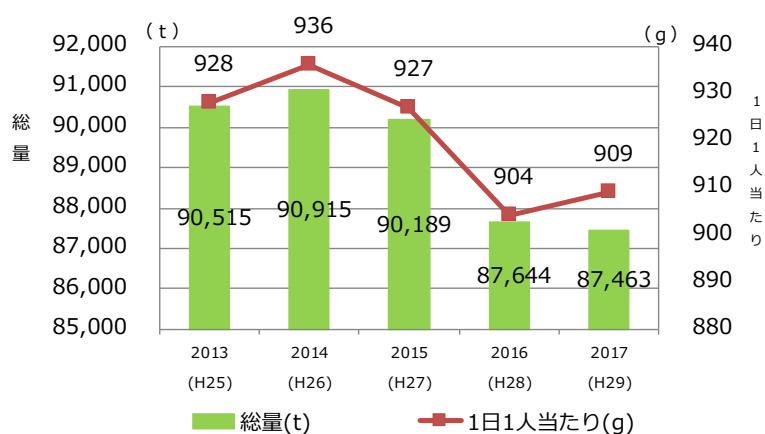
そのような中、我が国においては、平成27（2015）年の国連サミットにおける「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や、温室効果ガス削減に関する国際的な枠組みを定めた「パリ協定」の採択を踏まえ、平成30（2018）年に「第5次環境基本計画」が策定されました。

今後、より幅広い関係者との連携のもと、地球温暖化の防止やごみ排出量の削減など、市民、事業者、行政の協働による低炭素社会や循環型社会の形成に向けた取組の推進が求められています。

【本市の主な取組】

- 市民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量及び再資源化の推進に取り組んでいます。
- 家庭系ごみについては、令和3（2021）年6月から指定ごみ袋制度を導入します。
- 令和4（2022）年度からのごみ処理の広域化に向け、広域ごみ処理施設の建設を進めています。
- 地球温暖化防止については、電気自動車の活用や太陽光発電設備の設置、節電の推進など、「COOL CHOICE」の取組を推進しています。

■（表〇）ごみ排出量の推移



（出典）加古川市統計書

※図表は参考として表示しています

【新 設】

1 1 新型コロナウイルス感染症

我が国においては、新型コロナウイルス感染症が急速に拡大したため、「緊急事態宣言」が発令され、感染拡大防止に向けた不要不急の外出自粛や移動制限など、生活様式が大きく変わりました。飲食店等の営業活動自粛やイベントの中止・延期などの要請に伴い、事業者の売上が減少し、事業の継続性や雇用の維持が困難になるなど、社会経済の隅々まで影響を与えています。

一方で、多くの企業では、職場内での感染対策、テレワークやオンライン会議など従来の働き方からの変革を余儀なくされており、日常生活においては、ソーシャルディスタンスの確保や「3密」（密集、密接、密閉）の回避、人と人との接触機会の低減など、新しい生活様式の実践が進められています。

そのため、住民の安全・安心な暮らしや地域の経済活動を支えながら、住民の生活利便性の向上を図るため、各種手続きのオンライン化やICT技術を活用した業務の効率化など、新しい生活様式を踏まえた行政サービスの提供体制の構築が求められています。

【本市の主な取組】

- 特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、離職者への生活支援給付金の支給や住居の確保など、市民の暮らしを守る取組を進めています。
- インターネット等による子どもたちの家庭学習の支援、学校の再開に向けた感染症対策など、子どもたちを守る取組を進めています。
- 売上が減少した小売業・飲食店等の経営支援、市内の事業者の資金調達に関する支援など、事業継続や雇用維持を支える取組を進めています。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手洗い・咳エチケットの励行、「3密」の回避などの呼びかけや、各種申請手続き、産前教室や乳幼児相談等のオンライン化など、新しい生活様式への移行に向けた取組を進めています。

■（図〇）新しい生活様式の実践例



（出典：厚生労働省ホームページ）

※図表は参考として表示しています

2 安心して暮らせるまち

(1) ともに支えあう福祉社会を実現する

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、高齢者や障がい者、生活に困窮している人などに対し、地域の様々な資源を活用した包括的な支援の充実を図ります。

また、社会参加や生きがいづくりを促進し、自分らしく暮らせるまちづくりを進めます。

(2) 健康づくりや地域医療を充実する

子どもから高齢者まで、ともに支え合い、健やかに暮らすことができるよう、市民の自主的な健康づくりを促進するとともに、いつでも安心して医療を受けることができるよう、地域医療体制の充実に努めます。

(3) 市民生活の安全・安定を確保する

あらゆる危機事象から、市民の生命と財産を守るため、災害予防対策や災害時対策を推進するとともに、消防・救急体制を充実します。

また、犯罪や交通事故のない安全・安心なまちをつくるため、防犯・交通安全に対する意識の高揚に努めるとともに、防犯・交通安全対策を推進します。

さらに、安全・安心な消費生活の実現をめざした啓発を推進するとともに、関係機関との連携による被害の未然防止を図ります。

一方、市民が安心して働き、仕事と生活の調和がとれた暮らしを営むことができるよう、就業機会の拡充、労働環境の向上を図るとともに、働き方改革を推進します。

4 快適なまち

(1) 機能的・効率的なまちを形成する

持続可能なまちづくりを進めるため、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の適切な誘導と集積により、集約型都市構造への転換を進めます。

また、都心・副都心における多様な都市機能の効果的な誘導と集積、面的整備事業の推進による魅力的な都市空間の形成を図るとともに、地域拠点における都市機能の確保を図ります。

一方、安全で円滑な道路交通の実現を図るとともに、経済活動の活性化や生産性の向上をめざし、関係機関と連携した幹線道路ネットワークの形成を図ります。

また、港湾における海上物流機能の強化を図ります。

さらに、コミュニティ交通の充実など持続可能な公共交通の再構築を進めるとともに、鉄道の利便性向上を促進します。

(2) 安全で快適な暮らしの基盤を整備する

秩序あるまちなみと、地域特性を生かした良好な景観の形成をめざし、住民主体によるまちづくりを支援するとともに、面的整備事業に向けた取組を推進します。

また、災害に強い都市基盤の整備を図るとともに、防犯・交通安全に寄与する環境整備を推進します。

さらに、道路の整備改良、橋梁等の維持補修を進め、地域内道路の安全確保を図るとともに、安全・安心な居住環境の形成に向けた取組を推進します。

一方、安全で良質な水道水の安定的な供給や、下水道の計画的な整備による機能の維持を図り、快適で衛生的な生活環境の創出を図ります。

10章 まちづくりの進め方

まちづくりの基本理念に基づき、基本目標を達成し、将来の都市像を実現するため、次のとおり、まちづくりを進めます。

(1) 多様な主体と行政との協働

市民、市民活動団体、事業者、大学等多様な主体が、行政と一体となって、様々な課題を共有し、連携・協力して解決に取り組む協働によるまちづくりを進めます。

また、町内会や自治会などの地域コミュニティ団体の活性化を図り、地域の特色を生かしたまちづくりを進めます。

(2) シティプロモーションの推進

シビックプライドを醸成するため、市政情報の的確な発信や広聴活動の充実を図るとともに、市が有する様々な魅力を積極的に活用し、戦略的かつ効果的に発信するなど、シティプロモーションを推進します。

(3) 効果的・効率的な行財政運営

市民ニーズと新しい生活様式を踏まえた質の高い行政サービスの提供に向け、組織力・職員力の向上、経営基盤の堅持、先端技術を活用した情報化を進めます。

また、各施策を連携させながら効果的に実施し、様々な分野における課題の解決に努めます。

(4) 広域的なまちづくりの推進

都市間共通の課題に対して、スケールメリットを生かした積極的かつ戦略的な都市間連携を推進します。

また、地域の活性化を図るため、交流人口や関係人口の創出・拡大を図ります。

【参考】

基本目標及びまちづくりの進め方

政策(1)

施策①

施策②

施策③

施策④

4 快適なまち

(1) 機能的・効率的なまちを形成する

① 計画的な土地利用

② 都市拠点機能の充実

③ 幹線道路・港湾機能の充実

④ 公共交通機能の充実

(2) 安全で快適な暮らしの基盤を整備する

① 秩序あるまちなみの形成

② 防災・防犯のための基盤の整備

③ 生活に身近な道路の整備

④ 良質な住宅供給の促進

⑤ 安全で良質な水道水の供給

⑥ 雨水・汚水の適切な処理

6 まちづくりの進め方

(1) まちづくりの進め方

① 多様な主体と行政との協働

② シティプロモーションの推進

③ 効果的・効率的な行財政運営

④ 広域的なまちづくりの推進

5 うるおいのあるまち

(1) 地球環境と地域の環境を保全する

① 地球環境の保全

② 地域の自然環境の保全

(2) 資源の循環と環境美化を推進する

① ごみの減量・再資源化の推進

② 環境美化の推進

(3) 水と緑の空間を形成する

① 公園等の整備

② 緑化・親水空間の活用

⑤ 就業機会の拡充と労働環境の向上

基本方針

市民が安心して働き、仕事と生活の調和がとれた暮らしを営むことができるよう、関係機関と連携した就業機会の拡大を図るとともに、働きやすい環境づくりを進めます。

施策の方向性（現状と課題）

●就業支援の推進

全国的に生産年齢人口が減少する一方、女性や高齢者の就業率は上昇傾向にあります。

また、ハローワーク加古川管内の有効求人倍率は上昇傾向ですが、就業を機に市外に転出する若者の割合が高くなっていることから、若年勤労者の市内定着や転入促進を図るとともに、中小企業等と大手企業との賃金格差の是正を目的とした様々な施策に取り組んできました。

このような中、求職者と企業とのマッチングをはじめ、学生や就労していない若者など多様な働き手に対する就業機会の確保・拡充が求められています。

●労働環境の向上

働く人の健康増進や仕事に対するモチベーションの向上を図ることが求められている中、福利厚生や魅力的な職場づくりに取り組むことが重要となっています。

●働き方改革の推進

ライフスタイルに合わせた働き方や、育児・介護との両立など、働く人のニーズは変化しています。とりわけ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施された出社制限に伴う在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の導入は、企業や労働者の意識を大きく変化させました。

今後、ますます働き方改革の推進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を加速させることが求められています。

③ 効果的・効率的な行財政運営

基本方針

市民ニーズを的確に捉えつつ、新しい生活様式を踏まえた質の高い行政サービスの提供に向け、持続可能な行財政運営を推進するため、社会経済状況の変化に対応できる組織力・職員力の向上、経営基盤の堅持や先端技術を活用した情報化を進めるとともに、SDGsと連携した取組を推進します。

施策の方向性（現状と課題）

●組織力・職員力の向上

人口減少、少子高齢化の進行など、社会情勢の急速な変化が進む中、行政サービスに対する市民ニーズは多様化しています。

そのため、市民ニーズに応じた質の高い行政サービスを提供するとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持するため、これまで以上に、効率的で効果的な行政運営が求められており、時代の変化に対応できる実効性のある組織体制の構築や、職員の能力向上を図る必要があります。

●経営基盤の堅持

高齢化や全世代型社会保障への転換により関連経費の増大が見込まれています。

また、「子育て世代に選ばれるまち」をめざした日岡山公園の再整備や国道2号の拡幅・対面通行化、神吉中津線の整備、国土強靱化への対応などを進める中、公共施設や道路、橋梁や上下水道などインフラ資産が、大規模な改修や建替えの時期を迎えることにより、財政需要は大きく増加する見込みです。

そのため、継続的で安定的な行政サービスの提供に向け、公共施設等の再編、長寿命化の推進や、不断の行政改革に取り組む必要があります。

また、税・料金の収納率の向上や、民間の技術や資金の活用を図ることで、財政の弾力性の回復と健全な財政運営など安定した経営基盤の堅持が求められています。

●先端技術を活用した情報化の推進

5Gの導入や、IoTやAIなどの技術革新により、加速度的に高度情報社会が実現しようとしています。

また、Society5.0時代の国民共有の基盤として、健康保険証などマイナンバーカードの利活用が進みつつあります。

しかしながら、ポストコロナ社会を見据え、ICTを活用し、より利便性の高い市民サービスを提供するとともに、運用コストの軽減を図ることが課題です。

そのため、本市においても、マイナンバーカードの取得率を向上するとともに、行政手続きのオンライン化やAI、RPAなどの新技術を導入し、市民サービスの質の向上及び行政事務の効率化を図ること

が必要です。また、新技術を地域課題の解決につなげるスマートシティの取組を進めることが重要です。

●SDGsの推進

国においては、SDGs実施指針に基づくアクションプランにおいて、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康・長寿の達成」などの優先課題の達成をめざした取組を具体化するなど、日本のSDGsモデルの構築を進めています。

しかしながら、SDGsの理念や目標等が十分に浸透しているとはいえない状況です。

そのため、SDGsの普及・啓発を進めるとともに、ステークホルダーとのパートナーシップのもと、理念や目標を踏まえた施策展開を図る必要があります。